

**補足説明**

「11 頁・問 52 以下のサービスの利用についてお答えください。」の補足説明です。

1 訪問介護サービスとは

ホームヘルパー等に自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

2 訪問入浴介護とは

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

3 訪問看護とは

看護師等に訪問してもらい、床ずれの手当や点滴の管理をしてもらいます。

4 訪問リハビリテーションとは

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

5 居宅療養管理指導とは

歯科医師、薬剤師等に訪問してもらい、薬の飲み方、食事等の療養上の指導を受けます。

6 通所サービスとは

デイサービスセンターやスポーツクラブ、整骨院等の市が指定する施設で、生活機能向上のための機能訓練や運動・レクリエーション等のサービスを日帰りで受けます。

7 介護予防通所リハビリテーションとは

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練を受けます。

8 短期入所生活介護（ショートステイ）とは

介護老人福祉施設等に短期間入所し、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けます。

9 短期入所療養介護（老人保健施設）のショートステイとは

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練を受けます。

10 特定施設入居者生活介護とは

有料老人ホーム等に入所している方が受けるサービスで、食事・入浴等の介護や機能訓練を受けます。

11 福祉用具貸与とは

介護用ベッドや車椅子等、在宅生活を支える道具を借りて使用します。

12 特定福祉用具購入とは

腰掛便座や入浴用椅子等、貸与になじまない福祉用具を購入し、使用します。

13 居宅介護住宅改修とは

手すりの取り付けや段差の解消等、在宅生活に必要な小規模な住宅改修を行います。

14 認知症対応型通所介護とは

認知症と診断された高齢者が食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を日帰りで受けます。

15 小規模多機能型居宅介護とは

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けます。

16 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）とは

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴等の介護や支援、機能訓練を受けます。

17 地域包括支援センターとは

地域の高齢者の総合相談窓口です。介護予防ケアプランの作成や介護予防事業のマネジメント、高齢者の権利擁護事業、介護や福祉に関する相談への対応、支援等を行います。

18 地域包括支援センター以外でのケアプラン作成

サービスを受けるために必要なケアプランの作成を地域包括支援センターへ依頼せず、自ら作成します。

19 通所介護事業所で実施する宿泊サービス（お泊りデイサービス）とは

通所介護施設でデイサービスを利用した後、そのまま、その施設に宿泊し、サービスを受けます。